

事 務 連 絡
2018 (平成 30) 年 10 月 17 日

地方厚生 (支) 局保険年金 (企業年金) 課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

平成 30 年 7 月豪雨に係る企業型年金における
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日について

先般、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」(平成 30 年厚生労働省告示第 275 号) が公布され、平成 30 年 7 月豪雨に係る確定拠出年金法施行規則(平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「施行規則」という。) 第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたところですが、今般「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 361 号)(別添参照) が公布され、施行規則第 16 条の 2 第 2 項及び第 4 項の規定に基づく、厚生労働大臣が定める納付期限日が指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

なお、岡山県倉敷市真備町については、別途期限日を定める予定であることを申し添えます。

○厚生労働省告示第三百六十一号

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(平成三十年厚生労働省告示第二百七十五号)により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合(岡山県倉敷市真備町に係る場合を除く。)における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成三十年十一月二十七日とする。

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣 根本 匠